

第4章 予防計画

災害の予防は、基本法第47条に定める災害予防責任者（指定地方行政機関・地方公共団体・指定公共機関・指定地方公共機関・公共的団体、その他防災上の重要な施設の管理者）がそれぞれの組織を通じて相互に協力し、災害発生の未然防止のため必要とする施策を誠実に実施し、災害発生原因の除去及び施設の改善に努めるものとする。

第1 重要警戒区域及び整備計画

- (1) 災害の発生が予想される重要警戒区域は、資料編に掲載する図表3から6のとおりである。

図表 重要警戒区域（箇所数）

区分		該当箇所数	備考
水防区域		3箇所	図表3
地すべり・がけ崩れ等危険区域	地すべり防止区域	2箇所	図表4
	急傾斜地崩壊危険区域	3箇所	図表4
土石流危険渓流		6箇所	図表5
高波、高潮、津波等危険区域		4箇所	図表6
計		18箇所	

出典：「被害想定調査（災害危険区域現地調査）」の第1表～第6表より該当項目を掲載。地すべり・がけ崩れ等危険区域は、該当箇所（上記出典中「第5表（1）掲載データ」）。

- (2) 町内における危険物製造所等の所在は、資料編 図表7のとおりである。

図表 危険物所在（箇所数）

区分	該当箇所数	備考
危険物等	67箇所	図表7

資料編〔図表等〕

- ・水防区域（図表3）
- ・地すべり・がけ崩れ等危険区域（図表4）
- ・土石流危険渓流（図表5）
- ・高波、高潮、津波等危険区域（図表6）
- ・危険物の貯蔵所及び取扱所等の所在一覧（図表7）

第1節 水害予防計画

水害の発生を未然に防止し、又は被害の軽減を図るための予防対策上必要な計画は、次のとおりである。

第1 水防区域

町内河川のうち、水防区域は、資料編 図表3のとおりである。

資料編〔図表等〕 ・ 水防区域（図表3）

第2 予防対策

町は、次のとおり予防対策を実施するものとする。

なお、融雪出水に係る水害の予防対策は、「第4章 第4節 融雪災害予防計画」による。

1 基本方針

洪水等による災害を防ぎ、又は被害の軽減を図るとともに、流水の正常な機能を維持するため、河川改修事業等の治水事業を推進するものとする。

また、特に水防上警戒を要する区域などについて、河川監視を随時実施するなど河川の管理に万全を期するとともに、必要に応じて水防拠点を整備するものとする。

2 予防対策

- (1) 警報、注意報並びに情報等を迅速に住民に伝達するための関係事業者の協力を得つつ、防災行政無線、北海道防災情報システム、全国瞬時警報システム(J-ALERT)、テレビ、ラジオ(コミュニティFM放送を含む。)、携帯電話(緊急速報メール機能を含む。)、ワンセグ等を用いた伝達手段の多重化、多様化を図るとともに、水防上警戒を要する区域の指定及び水防資機材の備蓄等所要の措置を講じ、水防体制の確立を図る。
- (2) 浸水想定区域の指定のあったときは、次の事項を定める。
 - ア 当該浸水想定区域ごとの洪水予報等の伝達方法、避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項
 - イ 洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要がある災害時要援護者が利用する施設の名称及び所在地
- (3) 洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要がある災害時要援護者が利用する施設については、当該施設利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう洪水予報等の伝達方法を定める。
- (4) 町長は、洪水予報等の伝達方法、避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要な事項、並びに洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要がある災害時要援護者が利用する施設の名称及び所在地について住民に周知させるための必要な措置を講じる。

第3 水防計画

この計画は、水防法（昭和24年法律第193号、以下「法」という。）第32条第1項の規定に基づき、当町における水防事務の調整及びその円滑な実施のために必要な事項を規定し、洪水に際し、水災の警戒、防ぎよにより被害を軽減し、公共の安全を保持することを目的とする。

1 水防の責務

水防法に定める関係機関及び一般住民等に対する水防上の責務の大綱は次のとおりとする。

(1) 町（水防管理者）の責務

町は、水防法第3条の規定に基づき、水防管理団体として、町の区域内における水防を十分果たす責任を有する。

2 水防組織

「第3章 第1節 組織計画」に定めるところに準じ、水防本部により水防に関する事務を処理するものとする。

3 水防本部の所轄事務

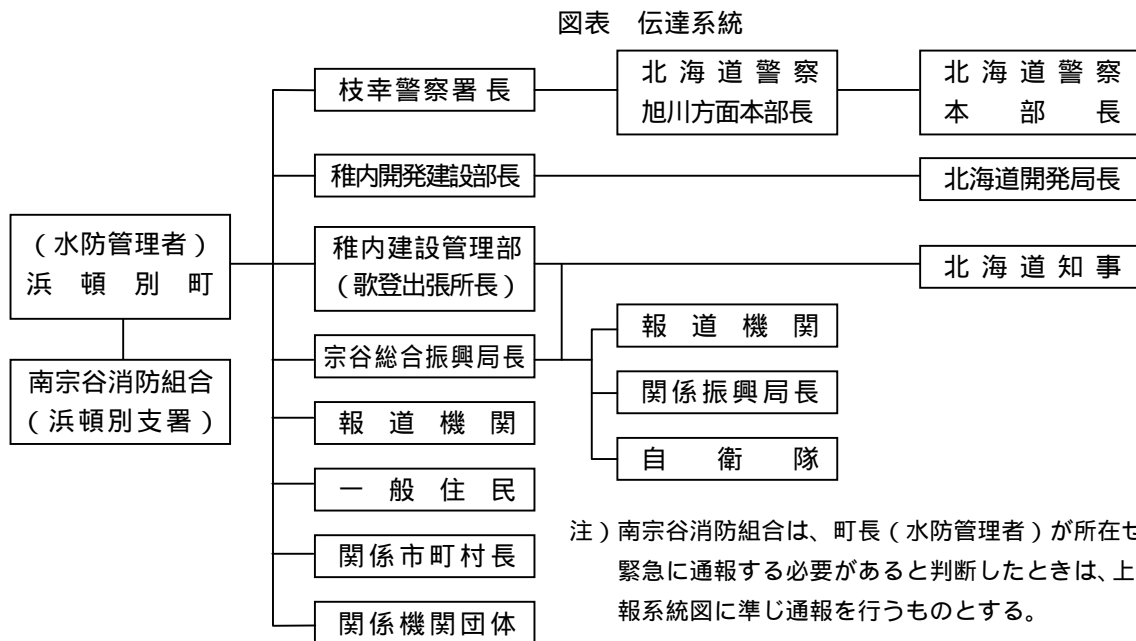
水防本部による水防に関する事務は、「第3章 第1節 組織計画」に定めるところに準じ所轄するものとする。

4 雨量、水位観測所

迅速かつ的確な水防活動を行うため、相当の雨量があると認めたときは観測機関又は観測担当者と連絡をとり、その状況を把握しておくものとする。

5 決壊通報

堤防等が決壊した場合は、水防管理者又は南宗谷消防組合浜頓別支署長は、直ちに次の系統図により通報するものとする。



6 洪水警戒情報の伝達

警戒情報及び避難勧告、指示等の情報は、ラジオやテレビ、防災行政無線、広報車、サイレン等によって行う。なお、水防活動に用いる水防信号は、次によるものとする。

区分	方法	警鐘信号	サイレン	摘要
警戒信号		休止 休止 休止	-休止 -休止 -休止 5秒-15秒 5秒-15秒 5秒-15秒	はん濫注意水位に達したことを知らせる信号
出動 第1信号		- - - - - -	-休止 -休止 -休止 5秒-6秒 5秒-6秒 5秒-6秒	水防団及び消防機関に属する者の全員が出動すべきことを知らせる信号
出動 第2信号		- - - - - - - - -	-休止 -休止 -休止 10秒-5秒 10秒-5秒 10秒-5秒	当該水防管理団体の区域内に居住する者が出動すべきことを知らせる信号
危険信号 (避難・立ち退き)		乱打	-休止 -休止 1分-5秒 1分-5秒	必要と認める区域内の居住者に避難のため立ち退くことを知らせる信号

- (備考) 1. 信号は、適宜の時間継続すること。
 2. 必要があれば、警鐘信号及びサイレン信号を併用することを妨げない。
 3. 危険が去ったときは口頭、電話、防災行政無線、広報車により周知すること。

7 主要資機材の備蓄

町の主要資機材は、資料編 図表8のとおりである。

なお、町の備蓄資機材に不足が生じたときは、必要に応じ、調達するものとする。

8 非常監視及び警戒

現地対策部は、水防管理者が非常配備を指令したときは、町内の水防区域内を巡視し、監視警戒を厳重に行い、異常を発見したときは直ちに水防管理者に報告するものとし、水防管理者は速やかに当該河川管理者に連絡するものとする。

監視警戒にあたり、特に留意する事項は、次のとおりである。

- (1) 居住地側堤防斜面の漏水又は飽水による亀裂及びがけ崩れ
- (2) 川側堤防斜面で水当たりの強い場所の亀裂及びがけ崩れ
- (3) 上面の亀裂又は沈下
- (4) 堤防の水があふれる状況
- (5) 取・排水門の両そで又は底部よりの漏水と扉の締まり具合
- (6) 橋梁とその他構造物と堤防の取付部分の異常
- (7) ため池等については、(1)～(6)までのほか、次の事項について注意するものとする。

ア 取入口の閉塞状況	エ 余水及び放水路付近の状況
イ 流域の山崩れの状態	オ 樋管の漏水による亀裂及びがけ崩れ
ウ 流入水及び浮遊物の状況	

9 非常配備体制

- (1) 町長は、次に掲げる場合に非常配備の体制をとるものとする。

- ア 町長は水防活動を必要とする場合は非常配備の体制をとるものとする
- イ 水防警報指定河川について水防警報の伝達を受けたとき
- ウ 知事から指示があったとき

- (2) 非常配備の体制は、「第3章 第1節 組織計画」による。

本部長は、非常配備を指令したときは、水防関係機関に対し通知するとともに、巡視員を増員して重要水防区域の監視を厳重にし、異常を発見したときは直ちに関係機関に報告するとともに、速やかに水防作業を実施しなければならない。

10 警戒区域の設定

- (1) 南宗谷消防組合（浜頓別支署）は、水防上緊急の必要がある場合に警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対してその区域への立ち入りを禁止、若しくは制限をし、又はその区域からの退去を命ずることができるものとする。

この場合には、速やかに警察署その他の関係機関に連絡し、消防職員又は警察官により危険防止対策を行うものとする。

- (2) 前記に定める区域において、町及び南宗谷消防組合（浜頓別支署）に属する者がいないとき、又はこれらの者から要請があったときは、警察官は消防機関に属する者の職権を行うことができるものとする。

11 水防作業

水防工法を必要とする異常事態が発生したときは、被害を未然に防止し、又は被害の拡大を防ぐため、堤防、構造、護岸の状態等を考慮して、最も適切な工法を選択し迅速・的確に作業を実施するものとする。

その工法はおおむね次のとおりとする。

- (1) 土俵の積み上げ
- (2) 木流し、三基杵等による増破防止
- (3) 土木用重機械による河床整理及び堤防築設
- (4) 流木、堆積物等障害物の除去
- (5) 決壊部へのビニールシート等の被覆

12 水防解除

本部長は、水位が警戒水位以下となり、かつ災害発生の危険がなくなったときは、水防の警戒体制を解除し、これを住民に周知するものとする。

13 水防報告

(1) 水防報告

水防管理者（町長）は、次に定める事態が発生したときは、速やかに宗谷総合振興局長に報告するものとする。

ア 消防機関を出動させるとき

イ 他の水防管理団体に応援を要請したとき

ウ その他報告が必要と認める事態が発生したとき

(2) 水防活動実施報告

水防活動が終結したときは速やかに記録を整理するとともに、資料編に掲載する水防活動実施報告を翌月5日までに宗谷総合振興局長に2部提出するものとする。

資料編〔図表等〕	・ 防災資機材保有状況（資料8）
〔様式〕	・ 水防活動実施報告（様式2）

第2節 風害予防計画

風による公共施設、農用地、農作物の災害を予防するため、次のとおり予防対策を実施する。

第1 予防対策

- 1 台風による風害の予防は、その経路等により予想し得る気象状況を早期に把握して、臨機に対応できる措置を講じるものとする。
- 2 学校及びこども園や医療機関等の応急対策上重要な施設の安全性の向上に配慮する。
また、家屋その他建築物の倒壊等を防止するための緊急措置は、それぞれの施設管理者が行うものであるが、状況に応じて町は施設管理者に対して、看板やアンテナ等の固定など強風による落下防止対策等の徹底を図る。(家屋、その他建築物の倒壊防止、緊急措置の方法)
 - (1) 戸、窓、壁等には、すじかい、支柱等の補強材による応急的な補強工事を行う。
 - (2) 倒壊のおそれがある建物は、ひかえ柱の取り付け、ロープ張り、大きなすじかいの打ち付け等をする。
 - (3) 煙突、看板、塀、立木等を針金等で補強する。
 - (4) 電灯引き込み線がたるんでいないか点検し、破損したものは直ちに電力会社に連絡する。
- 3 台風による農産物等の風害防止のため、農業施設等の管理者や農業生産者に対して、風害防止のための管理方法の周知指導を実施する。

第3節 雪害予防計画

異常降雪等により予想される豪雪、暴風雪及び雪崩等の災害(以下「雪害」という。)に対処するための予防対策及び応急対策は、防災関係機関の相互に連携し、「北海道雪害対策実施要綱」に準じて、次に定めるところにより実施する。

第1 町の体制

町は、雪害対策を積極的に実施するため、北海道雪害対策実施要綱に準じ、所要の対策を講じるとともに、特に次の事項につき十分留意する。

- 1 雪害対策の体制及び窓口を明確にすること
- 2 雪害情報の連絡体制を確立すること
- 3 災害警戒区域等の警戒体制を確立すること
- 4 積雪における消防体制を確立すること
- 5 雪害時に適切な避難勧告・指示ができるようにしておくこと
- 6 雪害発生時における避難、救出、給水、食料供給及び防疫等の応急措置の体制を整えること
- 7 孤立予想地域に対しては、次の対策を講ずること
 - (1) 食料の供給対策
 - (2) 医療助産対策
 - (3) 応急教育対策

- 8 除雪機械、通信施設の整備点検を行うこと
- 9 雪捨場の設定にあたっては、交通障害及び溢水災害等の発生予防について十分な配慮をすること

第2 予防対策

1 除雪路線実施区分

- (1) 除雪路線は、特に交通確保を必要と認める主要路線について、次の区分により分担して除雪を実施するものとする。
 - ア 一般国道は、北海道開発局が行う。
 - イ 道道は、北海道が行う。
 - ウ 町道は、浜頓別町が行う。
- (2) 町が管理する道路で冬期間除雪を行い、交通を確保する除雪作業の基準は下記のとおりである。

種 類	除 雪 目 標
第1種	市街地及び公共施設に通じる路線並びに生産物出荷、搬出する路線を主としており、路面の積雪状態を常に巡視し、道路交通に支障あるときは直ちに出勤し昼間交通を確保する。
第2種	集落を結ぶ路線を主とし、1種に準じ積雪状態を巡視し、1種路線の終了後引き続き作業を行う。
第3種	第1・2種路線以外の路線を主とし、初期の降雪時及び降雪が比較的少ないときは2種と同じく開通させる。ただし、連続降雪の場合は一時中止をする。
第4種	第1・2・3種路線以外の末端路線で高速車による除雪のできない区間は低速車で除雪を行う。
その他の路線	降雪日が比較的少なく、気象予報等から判断して除雪事態の発生がないものと推測されるとき、作業後の措置、除雪機械運行の能力等を十分考慮の上実施する。ただし、その場合でも除雪車等が安全運行できる路線に限定される。

ア 除雪指定計画路線

除雪指定計画路線は、年度ごとの除雪計画により実施するものとする。

イ 交通途絶地区の緊急対策

積雪がはなはだしく、交通が途絶している地区において、急患又は食料の補給困難な事態が発生し、町の救援を必要とする旨の連絡を受けたときは、町長は関係機関と協力して、速やかに救援の措置をとるものとする。

2 気象観測及び情報収集

札幌管区気象台は、必要と認める場合は観測資料及び雪害に関係のある警報・注意報並びに情報等を北海道雪害対策連絡部に通報する。また、気象官署及びアメダスで観測した積雪について12月20日から翌年4月10日までの毎日、積雪速報を作成し、札幌管区気象台のホームページに掲載することをもって通報に代える。なお、積雪の状況等により北海道と協議して、開始日及び終了日を変更することがある。

第4節 融雪災害予防計画

融雪による河川の出水災害（以下「融雪災害」という。）に対処するための予防対策及び応急対策は、防災関係機関が相互に連携し、「北海道融雪災害対策実施要綱」に準じて、次に定めるところにより実施する。

第1 町の体制

町は、融雪災害対策を積極的に実施するため、北海道融雪災害対策実施要綱に準じ所要の措置を講じるとともに、特に次の事項に十分留意する。

- (1) 融雪災害対策の体制及び窓口を明確にすること
- (2) 気象情報及び融雪状況の把握に努め、連絡体制を確立すること
- (3) 融雪出水、雪崩、がけ崩れ、地すべり発生予想箇所の警戒体制を確立すること
- (4) 融雪出水前に河道内の除雪、結氷の破砕等障害物の除去に努め、流下能力を確保すること
- (5) 融雪災害時に適切な避難勧告・指示ができるようにしておくこと
- (6) 災害の発生又は発生のおそれのある場合における連絡体制及び出動体制並びに避難救助体制を確立すること
- (7) 水防資機材、通信連絡施設の整備点検を行うこと
- (8) 道路側溝及び排水溝などの流下能力確保のため、住民協力による氷割デー、河道清掃デー等の設定に努めること
- (9) 融雪出水に際し、住民の水防に対する協力が得られるよう、水防思想の普及徹底に努めること

第2 予防対策

1 気象情報及び積雪状況の把握

- (1) 町は、融雪期においては稚内地方气象台（气象台）と緊密な連絡をとり、地域内の降積雪の状況を的確に把握するとともに、低気圧の発生及び経路の状況又は降雨及び気温の上昇等気象状況に留意し、融雪出水の予測に努めるものとする。

- (2) 札幌管区气象台は、積雪状況等の観測資料及び融雪災害に関する気象等警報・注意報並びに情報等を北海道融雪災害対連絡部及び関係機関に通報するものとする。

また、気象官署及びアメダスで観測した積雪について、3月15日から4月10日までの毎日、積雪速報を作成し、札幌管区气象台のホームページに掲載することをもって通報に代える。

なお、積雪の状況等により北海道と協議して、終了日を変更することがある。

2 融雪出水対策

- (1) 町は、「第4章 第1 重要警戒区域及び整備計画」に定める重要水防警戒区域及びその他の地区の融雪による危険を事前に察知し、被害の拡大を防ぐため、次により万全の措置を講ずるものとする。

ア 町及び南宗谷消防組合（浜頓別支署）は、地区住民の協力を得て、既往の被害箇所その他の予想される危険区域を中心に巡視警戒を行うものとする。

イ 町は、警察その他関係機関と緊密な連絡をとり、危険区域の水防作業及び避難救出方法等を事前に検討しておくものとする。

また、河川が融雪、結氷、捨雪及び塵芥等により河道が著しく狭められ出水による災害が予想される場合は、融雪出水前に河道内の除雪、結氷の破砕等障害物の除去に努め、あわせて、樋門、樋管等河川管理施設の整備点検を十分行うとともに、堰、水門等河川工作物の管理者並びに河川の上流部に集積している木材の搬出等について関係者に指導を行い、流下能力の確保を図るものとする。

ウ 町は、被災地における避難経路及び避難場所を住民に十分周知させるとともに、避難について収容施設の管理者と協議しておくものとする。

3 雪崩等予防対策

- (1) 道路管理者は、地区住民、児童・生徒及びドライバーに対し、積極的に広報活動を行うほか、気象情報を把握し、雪崩の発生が予想される場合は、関係機関との緊密な連絡を保ち、迅速に当該道路の交通規制等の措置を講ずるものとする。
- (2) がけ等の管理者は、がけ崩れ及び地すべりの発生予想箇所のパトロールを強化するものとする。

4 交通の確保

- (1) 道路管理者は、積雪、結氷、滞留水等により道路交通が阻害されるおそれがあるときは、道路の除排雪、結氷の破砕等障害物の除去に努め、道路の効率的な活用を図るものとする。
- (2) 道路管理者は、積雪、捨雪及びじんかい等により道路側溝の機能が低下し、溢水災害が発生するのを防止するため、融雪出水前に道路側溝内の障害物の除去に努め、排水能力の確保を図るものとする。

5 広報活動

町及び関係機関は、融雪出水に際し、住民の水防に対する協力が十分得られるよう、あらゆる広報媒体を通じ、水防思想の普及徹底に努めるものとする。

第3 応急対策

防災関係機関は、融雪出水、雪崩等による災害が発生した場合は、お互いに緊密な連携を保ち、所要の措置を講ずる。また、必要に応じ住民の避難等の応急対策を行う。

第5節 高波、高潮災害予防計画

高波、高潮による災害の予防計画は、次のとおりである。

第1 高波、高潮、津波等危険区域

町内の、高波、高潮、津波等危険区域は、資料編 図表6のとおりである。

資料編〔図表等〕 ・高波、高潮、津波等危険区域（図表6）

第2 町の体制

町は、次のとおり予防対策を実施するものとする。

- (1) 高潮警報等を迅速に住民に伝達するため、関係事業者の協力を得つつ、防災行政無線、北海道防災情報システム、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、テレビ、ラジオ（コミュニティ FM 放送を含む。）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、ワンセグ等を用いた伝達手段の多重化、多様化を図るとともに、高波、高潮、津波等危険区域の指定及び水防資機材の備蓄等所要の措置を講じ、水防体制の確立を図るものとする。
- (2) 住民に対し高波、高潮、津波等危険区域の周知に努めるとともに、防災計画において必要な警戒避難体制に関する事項について定めるものとする。

第6節 土砂災害予防計画

土砂災害の予防に関する計画は、次の定めによる。

第1 現況

「第4章 第1 重要警戒区域及び整備計画」の定めによる。

資料編〔図表等〕 ・水防区域（図表3）
・地すべり・がけ崩れ等危険区域（図表4）

第2 予防対策

町は、道との連携のもと、山地災害危険地区、地すべり危険箇所等における山地治山、防災林造成、地すべり防止施設の整備を行うとともに、山地災害危険地区の周知等、次のとおり総合的な山地災害対策を推進するものとする。

- 1 警戒区域等の指定があったときは、防災計画において、土砂災害警戒区域ごとに情報収集及び伝達、予警報の発令及び伝達、避難、救助、その他当該区域の土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制等について、防災計画に定め、住民の安全を確保するものとする。
- 2 防災計画において、警戒区域内に主として高齢者等の特に防災上の配慮を要する者が利用する施設がある場合には、当該施設の利用者の円滑な警戒避難が行われるよう土砂災害に関する情報等、予報及び警報の伝達方法を定めるものとする。

- 3 防災計画に基づき、土砂災害に関する情報の伝達方法、急傾斜地の崩壊等のおそれがある場合の避難地に関する事項その他警戒区域における円滑な警戒避難を確保するうえで必要な事項を住民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じるものとする。

第3 形態別予防計画

土地の高度利用と開発に伴い、地すべりやがけ崩れ等土砂災害が多発する傾向にあり、ひとたび、土砂災害が発生すると、多くの住家、耕作地、公共施設等に被害が発生し、二次的被害では、山地の崩壊による土石流災害の発生、河川の埋没による冠水災害にもつながるおそれがあるため、次のとおり地すべり防止の予防対策を実施するものとする。

1 地すべり・がけ崩れ等予防計画

町及び防災関係機関は、住民に対し、土砂災害警戒区域、地すべり防止区域及び急傾斜地崩壊危険箇所の周知に努めるとともに、地すべり防止工事、急傾斜地崩壊防止工事、治山事業等を計画的に行うよう努めるものとする。

また、定期的な巡回を行い、斜面等の異常・急傾斜地の異常（亀裂、湧水、噴水、濁り水）が発生した場合は、速やかに住民に周知し、避難を呼びかける。さらに、住民自身による防災措置（異常報告、自主避難、不安定な土壌・浮石等の除去、水路の清掃等）などの周知・啓発を図るものとする。

2 土石流予防計画

町及び防災関係機関は、土砂災害警戒区域及び土石流危険渓流及び崩壊土砂流出危険地区に係る砂防・治山事業を計画的に行うよう努め、定期的に点検するものとする。また、土石流危険渓流の周知に努めるとともに、河川等の異常（山鳴、水位の急激な減少、急激な濁り等）が発生した場合は、速やかに住民に周知し、避難を呼びかけるとともに、住民自身による防災措置（自主避難等）などの周知・啓発を図るものとする。

第4 土砂災害警戒情報の伝達

1 土砂災害警戒情報の目的

土砂災害警戒情報は、大雨による土砂災害発生の危険性が高まったときに、町長が防災活動や住民等への避難勧告等の災害応急対応を適時適切に行えるよう支援するとともに、住民の自主避難を支援することを目的とする。

2 土砂災害警戒情報の発表

土砂災害警戒情報は、大雨警報を解説する気象情報のひとつであり、気象業務法第11条及び災対法第55条に基づき、気象台（稚内地方気象台）と道（稚内建設管理部）が共同で作成発表される。

3 発表対象地域

道内の全市町村を発表対象地域とし、市町村単位で発表される。

4 発表基準

土砂災害警戒情報の発表基準は、それぞれ以下のとおりとする。

(1) 警戒基準

大雨警報（土砂災害）発表中において、気象庁が作成する降雨予測に基づいて算出した降雨指標が監視基準に達したときとする。また、警報の切り替え等各種情報を勘案して、より厳重な警戒を呼びかける必要があると認められる場合、土砂災害への警戒を改めて呼びかける必要があると認められる場合等には、道（稚内建設管理部）と気象台（稚内地方気象台）が協議のうえ、土砂災害警戒情報を発表する。

(2) 警戒解除基準

降雨指標が警戒基準を下回り、かつ短時間で再び発表基準を超過しないと予想されるときとする。

ただし、無降雨状態が長時間継続しているにもかかわらず基準を下回らない場合は、土壤雨量指数や土砂災害の発生状況等を考慮し、道（稚内建設管理部）と気象台（稚内地方気象台）が協議のうえで警戒を解除する。

5 利用にあたっての留意事項

土砂災害警戒情報は、大雨による土砂災害発生の危険度を、降雨に基づいて判定し発表するもので、個々の急傾斜地等における植生・地質・風化の程度等の特性や地下水の流動等を反映したものではない。従って、土砂災害警戒情報の利用にあたっては、個別の災害発生箇所・時間・規模等を詳細に特定するものではないことに留意する必要がある。

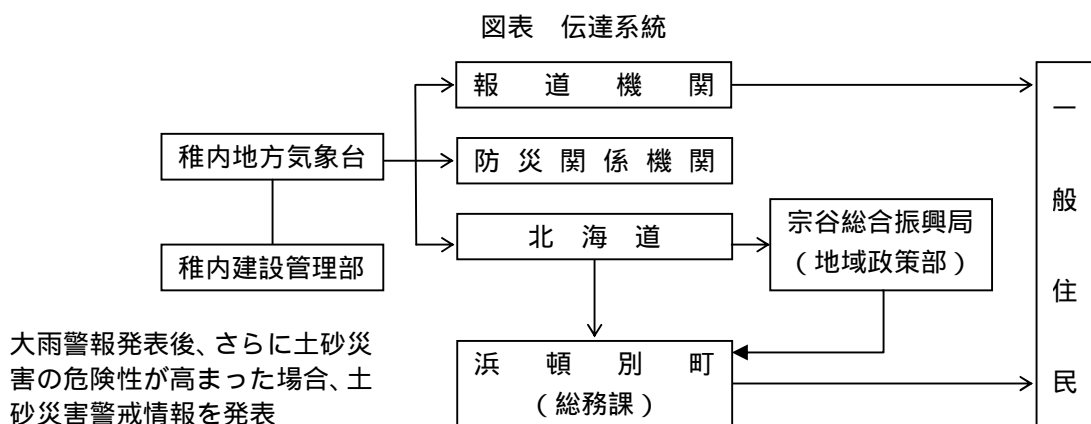
また、土砂災害警戒情報の発表対象とする土砂災害は、技術的に予知・予測が可能である表層崩壊等による土砂災害のうち土石流や集中的に発生する急傾斜地の崩壊とし、技術的に予知・予測が困難である斜面の深層崩壊、山体の崩壊、地すべり等については発表対象とするものではないことに留意する。

6 土砂災害警戒情報に係る町の対応

町長は、避難勧告等の発令にあたり、土砂災害警戒情報を参考にしつつ、個別の溪流・斜面の状況、気象状況等も合わせて総合的に判断を行う。

7 土砂災害警戒情報の伝達

土砂災害警戒情報の連絡系統・情報提供は次の図のとおりとする。



第7節 建築物災害予防計画

風水害、地震、火災等の災害から、建築物を防ぎよするため必要な措置事項は次のとおりである。

第1 予防対策

建築物の密度が高く火災危険度の高い市街地において、地域内の建築物を防火構造とするなど、不燃化対策に努める。

また、災害による建築物の被害を最小限に抑え、住民の生命、財産等を保護するため、強風等による落下物の防止対策及び敷地の安全性の確保・建築物の浸水対策を講ずる。

第2 がけ地に近接する建築物の防災対策

町は、がけの崩壊等で危険を及ぼすおそれのある区域において、建築物の建築制限を行うとともに、既存の危険住宅については、がけ地近接住宅移転事業制度等を活用し、安全な場所への移転促進を図るものとする。

第3 文化財の災害予防

町は、各種文化財の防災を中心とした保護対策を推進するため、防災思想の普及、防災力の強化等の徹底を図る。

第8節 消防計画

消防の任務は、その施設及び人員を活用して住民の生命、身体及び財産を火災から保護するとともに、水火災、地震等災害を防ぎよし、その被害を軽減することにある。

第1 消防体制の整備

1 消防計画の充実

町は、消防の任務を遂行するため、当該町域の地域防災計画の内容を踏まえ、各種災害に対し、効果的な消防活動を行えるよう町消防計画の一層の充実を図る。

2 火災防ぎよ対策

町の作成する消防計画の内容は、火災予防及び火災防ぎよを中核とした消防の業務計画とし、さらに南宗谷消防組合（浜頓別支署）が火災以外の災害の防ぎよ又は発生による被害を軽減するための事項を具備した全体計画とし、各種災害の対応に万全を期す。

3 消防の対応力の強化

町は、複雑多様化、高度化する消防業務に対応できる体制を確立するため、「北海道消防広域化推進計画」を踏まえながら、消防の対応力強化に向けて消防業務の高度化を推進する。

第2 消防力の整備

町は、消防活動の万全を期するため、消防力の整備指針を参考に、実態に即応する消防施設並びに人員の整備充実を図るとともに、大規模・特殊災害に対応するための、高度な技術・資機材の整備の推進に努めるものとする。

また、消防水利の基準に定める所要の水利の整備充実を図るとともに、常にこれを有効に使用できるよう維持管理の適正を図る。

第3 消防職員及び消防団員の教育訓練

町及び道は、消防職員及び消防団員に対し、資質の向上、体力の錬成と第一線防災活動の充実強化を図るため、消防学校等において「消防学校における教育訓練の基準」等に基づく教育訓練を実施する。

第4 広域消防応援体制

南宗谷消防組合（浜頓別支署）は、大規模な火災など単独では十分な災害応急対策を実施できない場合に備え、相互に応援できる体制を整備するとともに、災害発生時においては、必要に応じ消防機関の応援協定や「第5章 第29節 広域応援計画」に基づき、他の消防機関、他市町村、他都府県及び国へ応援を要請するものとする。

第5 消防計画

被害軽減に寄与するための必要な事項については、別に定める「消防計画」によるものとする。

資料編〔図表等〕 〔条例・協定等〕	・消防組織及び消防施設の現況（図表10） ・北海道消防防災ヘリコプター応援協定（条例・協定等5） ・災害時における北海道及び市町村相互の応援に関する協定（条例・協定等6） ・北海道広域消防相互応援協定（条例・協定等7）
----------------------	--

第9節 物資の調達・確保及び防災資機材等の整備

町及び道は、災害時において住民の生活を確保するため、食料その他の物資の確保に努めるとともに、災害発生時における応急対策活動を円滑に行うため、防災資機材等の整備に努める。

第1 食料その他の物資の確保

1 町及び道は、あらかじめ食料関係機関及び保有業者と食料調達に関する協定を締結するなど、食料、飲料水、燃料及び毛布等生活必需品等の備蓄・調達体制を整備し、災害時における食料の確保に努める。

また、町長は、応急飲料水の確保及び応急給水資機材の整備（備蓄）に努める。

2 町及び道は、防災週間や防災関連行事等を通じ、住民に対し、3日分の食料及び飲料水、携帯トイレ、トイレトーパー等の備蓄に努めるよう啓発を行う。

第2 防災資機材の整備

町及び道は、災害時に必要とされる資機材の整備充実を図るとともに、町は、積雪・寒冷期において発生した場合の対策として、暖房器具等の整備に努める。

本町の整備済資機材は、資料編 図表8のとおりである。

第3 備蓄倉庫等の整備

町及び道は、防災資機材倉庫の整備に努める。

なお、本町の救援備蓄状況は、資料編 図表9のとおりである。

資料編〔図表等〕	・防災資機材保有状況（図表8） ・救援備蓄物資一覧（図表9） ・応援協定一覧（条例・協定等4）
----------	---

第10節 避難体制整備計画

災害から住民の生命、身体を保護するための避難場所、避難所の確保及び整備等に関する計画は、次のとおりである。

第1 避難場所の確保及び標識の設置

- 1 町は、大規模火災、風水害、地震、津波等の災害から、住民の安全を確保するために必要な避難場所及び避難路の整備を図るとともに、避難場所、避難経路に案内標識を設置する等、緊急時に速やかな避難が確保されるよう整備しておくものとする。
- 2 整備にあたっては、特に高齢者、障がい者、乳幼児、妊婦や観光客等の利用にも十分配慮する。
- 3 広域避難場所の選定要件は次のとおりとする。
 - (1) 火災からの避難を考え、公園、緑地、グラウンド（校庭を含む）、公共空地など空間を充分確保できること
 - (2) がけ崩れや浸水などの危険のないこと
 - (3) 付近に危険物保管場所等が設置されていないこと
- 4 町は、高潮、津波警報など避難の必要が予想される警報が発せられた場合に、住民の安全かつ迅速な避難を確保するため、避難時間の短縮・日常生活などを考慮した避難場所及び避難路の指定・整備に努めるとともに、避難場所、避難経路について、住民への周知徹底に努めるものとする。
- 5 町は、津波から住民の安全を確保するため、地形・標高を考慮した避難場所を指定・整備するとともに、施設管理者の協力を得て高層ビル（津波避難ビル）などを緊急避難場所として指定・整備することに努める。

なお、指定・整備にあたっては、特に災害時要援護者の避難に十分配慮するほか、次の事項に留意すること。

- (1) 津波避難場所は、予想される浸水の深さに対する安全性を考慮したものであること
- (2) 津波の到達が予想される時間内における避難場所への到達可能時間を考慮したものであること

第2 避難所の確保及び管理

町は、災害による家屋の倒壊、焼失等により住居を喪失した者を收容するための避難所をあらかじめ選定、確保し、整備を図るものとする。

また、町の避難所に收容しきれない場合があることから、隣接市町村等との避難者の相互受入協定などにより、收容能力の確保を図ることとする。

1 避難所等の選定要件

- (1) 救援、救護活動を実施することが可能な地域であること
- (2) 津波、浸水等の被害のおそれがないこと
- (3) 給水、給食等の救助活動が可能であること
- (4) 地割れ、がけ崩れ等が予想されない地盤地質地域であること

- (5) 耐震構造で倒壊、損壊などのおそれがないこと
- (6) その他被災者が生活するうえで町が適当と認める場所であること

2 避難所の管理

- (1) 避難所を開設する場合は、管理責任者をあらかじめ定めておくこと
- (2) 避難所の運営に必要な資機材等をあらかじめ整備しておくこと
- (3) 休日・夜間等における避難所の開設に支障がないようにしておくこと

第3 避難場所、避難施設についての住民及び施設管理者等への周知

避難場所の指定を行った町は、住民及び学校や公民館などの施設管理者等に対し、次の事項の周知徹底を図る。

1 避難場所等の周知

避難場所の指定を行った町は、次の事項につき、地域住民及び施設管理者等に対する周知徹底に努める。

- (1) 避難場所の名称、所在地
- (2) 避難対象世帯の地区割り
- (3) 避難場所への経路及び手段
- (4) 避難時の携帯品等注意すべき事項

2 避難のための知識の普及

- (1) 平常時における避難のための知識

避難経路、家族の集合場所や連絡方法（学校であれば、児童・生徒の保護者への連絡方法）など

- (2) 避難時における知識

安全の確保、移動手段、携行品など

- (3) 避難後の心得

集団生活、避難先の登録など

第4 町及び関係機関の避難計画

町及び関係機関は、住民、特に災害時要援護者が、災害時において安全かつ迅速な避難を行うことができるよう、あらかじめ避難計画を作成する。

また、避難指示、避難勧告、避難準備を呼びかけるとともに、災害時要援護者等、特に避難行動に時間を要する者に対して、早い段階で避難行動を開始することを求める避難準備（災害時要援護者避難）情報（以下、「避難準備情報」という。）等について、河川管理者の協力を得つつ、洪水、土砂災害等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえ、避難すべき区域や判断基準、伝達方法を明確にしたマニュアルの作成や、避難場所、避難路をあらかじめ指定し、日頃から住民への周知徹底に努めるものとする。

なお、これらの避難に関する情報と被災想定などを視覚的に表したハザードマップを活用する。

また、気象警報、避難勧告等を住民に周知することにより、迅速・的確な避難行動に結びつけるよう、その伝達内容等についてあらかじめ検討する。

1 町の避難計画

町の避難計画は、次の事項に留意して作成するとともに、自主防災組織等の育成を通じて避難体制の確立に努めるものとする。また、災害時要援護者を速やかに避難誘導するため、地域住民、自主防災組織、関係団体、福祉事業者等の協力を得ながら、平常時より、情報伝達体制の整備、災害時要援護者に関する情報の把握・共有、避難支援計画の作成等、避難誘導体制の整備に努めるものとする。

- (1) 避難勧告又は指示を行う基準及び伝達方法
- (2) 避難場所の名称、所在地、対象地区及び対象人口
- (3) 避難場所への経路及び誘導方法（観光地などについては、観光入り込み客対策を含む）
- (4) 避難誘導を所管する職員等の配置及び連絡体制
- (5) 避難場所の開設に伴う被災者救護措置に関する事項
 - ア 給水、給食措置
 - イ 毛布、寝具等の給与
 - ウ 衣料、日用必需品の給与
 - エ 負傷者に対する応急救護
- (6) 避難場所の管理に関する事項
 - ア 避難中の秩序保持
 - イ 住民の避難状況の把握
 - ウ 避難住民に対する災害情報や応急対策実施状況の周知、伝達
 - エ 避難住民に対する各種相談業務
- (7) 避難に関する広報
 - ア 防災行政無線等による周知
 - イ 広報車（消防、警察車両の出動要請を含む）による周知
 - ウ 避難誘導者による現地広報
 - エ 住民組織を通じた広報

2 防災上重要な施設の管理等

学校、医療機関及び社会福祉施設の管理者は、次の事項に留意してあらかじめ避難計画を作成し、関係職員等に周知徹底を図るとともに、訓練等を実施することにより避難の万全を期するものとする。

- (1) 避難の場所
- (2) 経路
- (3) 移送の方法
- (4) 時期及び誘導並びにその指示伝達の方法
- (5) 保健、衛生及び給食等の実施方法

3 被災者の把握

被災者の避難状況の把握は、被災者支援、災害対策の基本となるが、発災直後は、避難誘導や各種応急対策などの業務が錯綜し、居住者や避難所への収容状況などの把握に支障を生じることが想定される。

このため、避難所における入所者登録などの重要性について、避難所担当職員や避難所管

理者に周知徹底を図るとともに、災害時用の住民台帳（データベース）など、避難状況を把握するためのシステムの整備に努めるものとする。

なお、個人データの取り扱いには十分留意するものとする。

資料編〔図表等〕 ・ 避難場所（図表 12）

第11節 災害時要援護者対策計画

災害発生時における災害時要援護者の安全の確保に関する計画は、次のとおりである。

第1 安全対策

災害発生時には、いわゆる災害時要援護者が被害を受ける場合が多い。

このため、町、社会福祉施設等の管理者は、災害時要援護者の安全を確保するため、住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時から災害時要援護者の実態把握、緊急連絡体制、避難誘導等の防災体制の整備に努める。

1 町の対策

町は、防災担当部局と福祉担当部局との連携の下、消防団、自主防災組織等の防災関係機関及び平常時から災害時要援護者と接している社会福祉協議会、民生委員児童委員、介護保険制度関係者等の福祉関係者と協力して、災害時要援護者に対する避難支援体制を整備し、災害時要援護者に関する情報の共有、避難支援計画の作成等に努めるものとする。

(1) 災害時要援護者の実態把握

町は、災害時要援護者について名簿を作成するなど、あらかじめその実態を把握しておく。

(2) 緊急連絡体制の整備

町は、地域ぐるみの協力のもとに、災害時要援護者に対するきめ細かな緊急連絡体制の確立を図る。

(3) 避難体制の確立

町は、災害時要援護者に対する避難誘導等の方法について、援助者を定めておく。

また、町は、避難所や福祉避難所、避難路の指定にあたっては、地域の災害時要援護者の実態に合わせて利便性や安全性を十分配慮するとともに、地域の実情に応じた防災知識等の普及・啓発等に努める。

(4) 防災教育・訓練の充実等

町は、災害時要援護者が自らの対応能力を高めるために、災害時要援護者の態様に応じた防災教育や防災訓練の充実強化を図る。

2 社会福祉施設等の対策

(1) 防災設備等の整備

社会福祉施設等の利用者や入所者は、寝たきりの高齢者や障がい者等のいわゆる災害時要援護者であるため、その管理者は、施設の災害に対する安全性を高めることが重要である。

また、電気・水道等の供給停止に備えて、施設入所者が最低限度の生活維持に必要な食料、飲料水・医薬品等の備蓄に努めるとともに、施設の機能の応急復旧等に必要な防災資機材の整備に努める。

(2) 組織体制の整備

施設管理者は、災害時において、迅速かつ的確に対処するため、あらかじめ防災組織を整え、施設職員の任務分担・動員計画・緊急連絡体制等を明確にしておく。

特に、夜間における南宗谷消防組合（浜頓別支署）等への通報連絡や入所者の避難誘導体制に十分配慮した組織体制を確保する。

また、平常時から町との連携の下に、近隣市町村の施設も含めて入所者の実態等に応じた協力が得られるような体制の整備に努める。

(3) 緊急連絡体制の整備

施設管理者は、災害の発生に備え、南宗谷消防組合（浜頓別支署）等への早期通報が可能な非常通報装置を設置するなど、緊急時における情報伝達の手段・方法を確立するとともに、施設相互の連携協力の強化に資するため、町の指導の下に緊急連絡体制を整える。

(4) 防災教育・防災訓練の充実

施設管理者は、施設の職員や入所者が、災害等に関する基礎的な知識や災害時にとるべき行動等について理解や関心を深めるため、防災教育を定期的実施する。

また、施設管理者は、施設の職員や入所者が災害時等においても適切な行動がとれるよう、各々の施設の構造や入所者の判断能力・行動能力等の実態に応じた防災訓練を定期的実施する。

特に、自力避難が困難な者等が入所している施設においては、夜間における防災訓練も定期的実施するよう努める。

第2 援助活動

町及び道は、災害時要援護者の早期発見等に努めるとともに、災害時要援護者の状況に応じた適切な援助活動を行う。

1 町の対策

(1) 災害時要援護者の確認・早期発見

町は、災害発生後、直ちに把握している災害時要援護者の所在、連絡先を確認し、安否の確認に努める。

(2) 避難所等への移送

町は、災害時要援護者を発見した場合は、速やかに負傷の有無や周囲の状況等を総合的に判断して以下の措置を講ずる。

ア 避難所への移動

イ 病院への移送

ウ 施設等への緊急入所

(3) 応急仮設住宅への優先的入居

町は、応急仮設住宅への入居にあたり、災害時要援護者の優先的入居に努めるものとする。

(4) 在宅者への支援

町は、在宅での生活が可能と判断された場合は、その生活実態を的確に把握し、適切な援助活動を行う。

(5) 応援依頼

町は、救助活動の状況や災害時要援護者の状況を把握し、適宜、道、隣接町村等へ応援を要請する。

第3 外国人に対する対策

町及び道は、言語・生活習慣・防災意識の異なる外国人をいわゆる災害時要援護者として位置付け、災害発生時に迅速かつ的確な行動がとれるよう、次のような条件・環境づくりに

努めるとともに、外国人登録等様々な機会をとらえて防災対策についての周知を図る。

- 1 多言語による広報の充実
- 2 避難場所・道路標識等の災害に関する表示板の多言語化
- 3 外国人を含めた防災訓練・防災教育の実施

第12節 自主防災組織の育成等に関する計画

災害発生の防止並びに災害発生時の被害軽減を図るため、「自分たちの地域は自分たちで守る」という精神のもとに住民、事業所等における自主防災体制の整備、育成を推進する。

その際、女性の参画の促進に努めるものとする。

第1 自主防災組織

町は、地域ごとの自主防災組織の設置及び育成に努め、住民が一致団結して、消防団と連携し、初期消火活動や救出・救護活動をはじめ、災害時要援護者の避難誘導等、防災活動が効果的に行われるよう協力体制の確立を図る。

また、自主防災組織の普及については、女性の参画に配慮するとともに、女性リーダーの育成に努めるものとする。

第2 事業所等の防災組織

多数の者が利用し、又は従事する施設並びに危険物を取り扱う事業所において、自衛消防組織が法令により義務付けられている一定の事業所については、消防関係法令の周知徹底を図るとともに防災要員等の資質の向上に努める。

また、その他の事業所についても、自主的な防災組織の設置など育成を図り、積極的な防災体制の整備、強化に努める。

第3 自主防災組織の編成

自主防災組織がその機能を十分に発揮するために、あらかじめ組織内の役割分担を定めておくこととする。

なお、組織の編成にあたっては、地域の実情に応じ、住民が連携できるような適正な規模で編成するものとし、大規模な組織にあっては、いくつかのブロックに分け、昼夜間の活動に支障のないよう組織を編成する。

第4 自主防災組織の活動

1 平常時の活動

(1) 防災知識の普及

災害の発生を防止し、被害の軽減を図るためには、住民一人ひとりの日頃の備え、及び災害時の的確な行動が大切であるので、集会等を利用して防災に対する正しい知識の普及を図る。

(2) 防災訓練の実施

災害が発生したとき、住民の一人ひとりが適切な措置をとることができるようにするた

め、日頃から繰り返し訓練を実施し、防災活動に必要な知識及び技術を習得する。

訓練には、個別訓練及びこれらをまとめた総合訓練があり、個別訓練として次のようなものが考えられる。訓練を計画する際には、地域の特性を考慮したものとする。

ア 情報収集伝達訓練

防災関係機関から情報を正確かつ迅速に住民に伝達し、地域における被害状況等を関係機関へ通報するための訓練を実施する。

イ 消火訓練

火災の拡大・延焼を防ぐため消火設備を使用して消火に必要な技術等を習得する。

ウ 避難訓練

避難の要領を熟知し、避難場所まで迅速かつ安全に避難できるよう実施する。

エ 救出救護訓練

家屋の倒壊やがけ崩れ等により下敷きとなった者の救出活動及び負傷者に対する応急手当の方法等を習得する。

オ 図上訓練

町の一定の区域内における図面を活用して、想定される災害に対し、地区の防災上の弱点等を見だし、それに対処する避難方法等を地域で検討し実践する、地域の立場に立った図上訓練を実施する。

(3) 防災点検の実施

家庭及び地域においては、災害が発生したときに被害の拡大の原因となるものが多く考えられるので、住民各自が点検を実施するほか、自主防災組織としては、期日を定めて一斉に防災点検を行う。

(4) 防災用資機材等の整備・点検

自主防災組織は、活動に必要な資機材の整備に努めるとともに、これら資機材は災害時に速やかな応急措置をとることができるように日頃から点検を行う。

2 非常時及び災害時の活動

(1) 情報の収集伝達

自主防災組織は、災害時には地域内に発生した被害の状況を迅速かつ正確に把握して町等へ報告するとともに、防災関係機関の提供する情報を伝達して住民の不安を解消し、的確な応急活動を実施する。

このため、あらかじめ次の事項を決めておくようにする。

ア 連絡をとる防災関係機関

イ 防災関係機関との連絡のための手段

ウ 防災関係機関の情報を地域に伝達する責任者及びルート

また、避難場所へ避難した後についても、地域の被災状況、救助活動の状況等を必要に応じて報告し、混乱・流言飛語の防止にあたる。

(2) 出火防止及び初期消火

家庭に対しては、火の始末など出火防止のための措置を講ずるよう呼びかけるとともに、火災が発生した場合、消火器などを使い、初期消火に努めるようにする。

(3) 救出救護活動の実施

がけ崩れ、建物の倒壊などにより下敷きになった者を発見したときは、町等に通報するとともに、二次災害に十分注意し、救出活動に努めるようにする。

また、負傷者に対しては、応急手当を実施するとともに、医師の介護を必要とするものがあるときは、救護所等へ搬送する。

(4) 避難の実施

町長等から避難勧告、避難指示や避難行動に時間を要する災害時要援護者などに対する避難準備情報が出された場合には、住民に対して周知徹底を図り、火災、がけ崩れ、地すべり等に注意しながら迅速かつ円滑に避難場所へ誘導する。

なお、高齢者、幼児、病人その他自力で避難することが困難な者に対しては、地域の協力のもとに避難させる。

(5) 給食・救援物資の配布及びその協力

被害の状況によっては、避難が長期間にわたり、被災者に対する炊出しや救援物資の配布が必要となってくる。

これらの活動を円滑に行うためには、組織的な活動が必要となるので、町等が実施する給水、救援物資の配布活動に協力する。

第13節 積雪・寒冷対策計画

積雪・寒冷期において災害が発生した場合、他の季節に発生する災害に比べて、積雪による被害の拡大や避難場所、避難路の確保等に支障を生じることが懸念される。

このため、町及び道、防災関係機関は、積雪・寒冷対策を推進することにより、積雪・寒冷期における災害の軽減に努める。

第1 積雪対策の推進

積雪期における災害対策は、除排雪体制の整備、雪に強いまちづくり等、総合的、長期的な雪対策の推進により確立される。

このため、町及び道、防災関係機関は、「北海道雪害対策実施要綱」に基づき、相互に連携協力して実効ある雪対策の確立と雪害の防止に努める。

第2 交通の確保

1 道路交通の確保

災害発生時には、防災関係機関の行う緊急輸送等の災害応急対策の円滑な実施を図るため、道路交通の緊急確保を図ることが重要である。

このため、町及び道、北海道開発局の道路管理者は、除雪体制を強化し、日常生活道路の確保を含めた面的な道路交通確保対策を推進する。

(1) 除雪体制の強化

ア 道路管理者は、一般国道、道道、町道の整合のとれた除雪体制を強化するため、相互の緊密な連携の下に除雪計画を作成する。

イ 道路管理者は、除雪の向上を図るため、地形や積雪の状況等自然条件に適合した

除雪機械の増強に努める。

(2) 積雪寒冷地に適した道路整備の推進

ア 道路管理者は、冬期交通の確保を図るための道路の整備を推進する。

イ 道路管理者は、雪崩や地吹雪等による交通障害を予防するため、雪崩防止柵や防雪柵等防雪施設の整備を推進する。

2 航空輸送の確保

災害による道路交通の一時的なマヒにより、孤立する集落が発生することが予想されるため、道及び防災関係機関は、孤立集落に対するヘリコプター等による航空輸送の確保を図る。

(1) 緊急時ヘリポートの確保

町及び道は、緊急事態に対処するためのヘリポート確保を促進するとともに、除雪体制の強化を図る。

第3 雪に強いまちづくりの推進

1 家屋倒壊の防止

町及び道は、住宅の耐震性を確保し、屋根雪荷重の増大による家屋倒壊等を防止するため、建築基準法等の遵守の指導に努める。

また、自力での屋根雪処理が不可能な世帯に対して、ボランティアの協力体制等、地域の相互扶助体制の確立を図る。

2 積雪期における避難場所、避難路の確保

町及び道、防災関係機関は、積雪期における避難所、避難路の確保に努める。

第4 寒冷対策の推進

1 避難所対策

町は、避難所における暖房等の需要の増大が予想されるため、電源を要しない暖房器具、燃料のほか、積雪期を想定した資機材（長靴、防寒具、スノーダンプ、スコップ、救出用スノーボード等）の備蓄に努める。

また、電力供給が遮断された場合における暖房設備の電源確保のため、非常電源等のバックアップ設備等の整備に努める。

2 被災者及び避難者対策

町は、被災者及び避難者に対する防寒用品の整備、備蓄に努める。

また、応急仮設住宅は、積雪のため早期着工が困難となることや避難生活が長期化することが予想されることから、被災者、避難者の生活確保のための長期対策を検討する。